クリックスルーマスター契約書
プロダクトのみ

2026年8月14日改訂
重要 ― 以下の内容をよくお読みください。

お客様と Esri との間で締結するライセンス契約が優先する場合を除き、お客様による Esri 製品および本件サービスの取得につき、Esri は、本契約に記載する契約諸条件すべてを唯一かつ最終の合意事項として、お客様がこれらを承諾した場合に限って、お客様に当該の Esri 製品および本件サービスを提供します。本契約の条件をよくお読みください。本契約の契約条件に同意しない場合、Esri 製品を利用することはできません。お客様が本契約の条件に同意しない場合は、以下の [本マスター契約に同意しない] をクリックしてください。お支払い済みの料金について、払い戻しを請求できる場合があります。

本マスター契約 (以下「**本契約**」といいます) は、お客様 (以下「**お客様**」といいます) と、380 New York Street, Redlands, California 92373-8100 USAに事業所を有するカリフォルニア州の企業である**Environmental Systems Research Institute, Inc.** (以下「**Esri**」といいます) との間で締結されます。

付録 A には、本契約で使用される大文字の用語の定義を記載しています。本契約の各条項には、その条項のみで使用される追加の定義が記載されている場合があります。

1.0 一般的な権利の付与と制限

1.1 権利の付与。本契約に基づき、Esri は、お客様による当該料金一切の支払いを約因として、次の事項を行います。

a. 本契約で規定する本件サービスを提供します。
b. お客様に対し、仕様書および該当する注文関連ドキュメントに記載する Esri 製品へのアクセスおよび使用について、非独占的、かつ、譲渡不能の権利およびライセンス、またはサブスクリプションを付与します。
c. お客様によるEsri 製品の使用権限とともに、お客様の社内での利用を目的として、お客様がドキュメントを複製し、派生著作物を作成することを許可します。お客様は、すべての派生著作物に、Esri およびそのライセンサーが所有権を有することを認める次の著作権帰属通知を含めるものとします。

   「本書の一部には、Esri およびそのライセンサーの知的財産が含まれており、ライセンスに基づいて使用されています。Copyright © [*元の著作物の実際著作権登録日をお客様が記載する*] Esri and its licensors. All rights reserved.」

本条項における権利の付与は、(i) サブスクリプション期間もしくは該当するライセンス期間にわたり、または該当するライセンス期間がない場合もしくは注文関連ドキュメントにおいてライセンス期間が定められていない場合は恒久的に継続し、(ii) 付録 B に含まれ本契約に定める追加の権利および制限に従います。

1.2 コンサルタントまたは業務委託先によるアクセス。お客様は、自己のコンサルタントまたは業務委託先に対し、(i) お客様の利益のために Esri 製品をホストすること、および (ii) お客様の利益のためにのみ Esri 製品を使用することを許可できます。お客様は、自己のコンサルタントおよび業務委託先による本契約の遵守について単独で責任を負うものとし、お客様の作業が完了した時点で、各コンサルタントまたは業務委託先が Esri 製品の使用を終了することを徹底するものとします。コンサルタントまたは業務委託先がお客様の利益以外の目的で Esri 製品にアクセスし、使用することを禁止します。

1.3 権利の留保。すべての Esri 製品は、Esri またはそのライセンサーの著作物であり、本契約で明示的に付与しないすべての権利が留保されます。

1.4 お客様のコンテンツ。Esri は、お客様に対し Esri 製品および本件サービスの提供で必要な場合を除き、本契約に基づいてお客様のコンテンツに関わるいかなる権利も取得しません。

2.0 ソフトウェアおよび Online Services。

2.1 定義。以下の定義は、付録 A に記載される定義を補足します。

a. **「匿名ユーザー」**とは、お客様のコンテンツまたはお客様の付加価値アプリケーションのいずれかの部分に一般公開アクセス (すなわち、指定ユーザーの資格情報を提供することなくアクセスすること) を行うすべての者をいいます。
b. **「アプリログイン資格情報」**とは、付加価値アプリケーションを Online Services に登録する際に提供される、システムによって生成されたアプリケーションのログイン情報および関連するパスワードであり、付加価値アプリケーションに組み込むことで、その付加価値アプリケーションが Online Services にアクセスして使用できるようにするものをいいます。
c. **「商用アプリデプロイメントライセンス」**とは、付加価値アプリケーションを有償で第三者に配布するためのライセンスをいいます。
d. **「同時使用ライセンス」**とは、同時使用ユーザー数が取得したライセンス数を超えないことを条件として、ネットワーク上のコンピューターに本件ソフトウェアをインストールして使用するためのライセンスをいいます。同時使用ライセンスには、一時的なフェイルオーバーに対応するための別の OS 環境で、同時使用ライセンス マネージメント ソフトウェアのフェイルオーバー用待機系インスタンスを稼動する権利が含まれます。
e. **「デプロイメントライセンス」**とは、ArcGIS Runtime SDKs (ArcGIS Maps SDKs for Native Apps) のコンポーネントを付加価値アプリケーションに組み込み、お客様のエンドユーザーに付加価値アプリケーションを配布するためのライセンスをいいます。
f. **「デプロイメントサーバーライセンス」**とは、本契約で許可され、ドキュメントで定めるすべての用途において、サーバー ライセンスに基づき本件ソフトウェアを使用するためのライセンスをいいます。
g. **「開発サーバーライセンス」**とは、ドキュメントで説明されているように、付加価値アプリケーションを構築およびテストするためにのみ、サーバーライセンスに基づいて本件ソフトウェアを使用するためのライセンスをいいます。
h. **「開発利用」**とは、ドキュメントで説明されているように、付加価値アプリケーションを構築およびテストするために、本件製品をインストールして使用する権利をいいます。
i. **「フェイルオーバー ライセンス」**とは、ソフトウェアを冗長システムにインストールしてフェイルオーバー操作を行うためのライセンスをいいます。ただし、冗長にインストールされた本件ソフトウェアは、プライマリサイトが稼働していない期間中に限り稼働することができます。システム保守時およびデータベース更新時を除き、待機系システムにインストールされた本件ソフトウェアは、プライマリ サイト (または他の冗長サイト) が稼働している間、非稼働状態を維持するものとします。
j. **「指定ユーザー」**とは、お客様の従業員、エージェント、コンサルタント、または請負業者であって、お客様が一意かつ安全なログイン認証情報 (アイデンティティー) を割り当てた者をいいます。このアイデンティティーにより、お客様の専用利用のために、本件製品内のアイデンティティー管理機能へのアクセスに当該アイデンティティーを必要とする本件製品にアクセスすることができます。教育目的に使用する場合、登録された学生を指定ユーザーに含めることができます。
k. **「指定ユーザーの資格情報」**とは、個人が本件製品にアクセスして使用することを可能にする、その個人のログイン情報および関連するパスワードをいいます。
l. **「指定ユーザー ライセンス」**とは、1 人の指定ユーザーに割り当てられ、複数のデバイスまたはインストール環境で特定の Esri 製品にアクセスして使用する権利を付与するライセンスをいいます。このライセンスは、指定ユーザー固有のアイデンティティーに関連付けられ、指定ユーザーは互換性のある任意のデバイス上で Esri 製品を対話的に使用することができます。
m. **「非本番サーバー ライセンス」**とは、開発、テスト、ステージング、評価、およびトレーニング活動を含む非本番目的に限り、サーバー インフラストラクチャー (物理または仮想) に本件ソフトウェアをインストールして使用するためのサーバー ライセンスをいいます。 ドキュメントに記載されているとおり、付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュの構築、設定、および検証、ユーザー受入テスト、パフォーマンス テスト、および負荷テスト (第三者のソフトウェアのテストを含みます) の実施、データおよびアプリケーション

更新のステージング、ならびにトレーニングおよびデモンストレーション活動の実施を目的として、本件ソフトウェアを使用することができます。お客様は、開発サーバー ライセンスおよびデプロイメント サーバー ライセンスによって、付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュを使用できます。

n. **「Online Servicesのサブスクリプション」**とは、1 人以上の指定ユーザーに Online Services へアクセスして使用する権利を付与する期間限定のサブスクリプションをいいます。

o. **「再頒布ライセンス」**とは、以下の条件を満たすことを前提として、本件ソフトウェアを複製および配布するためのライセンスをいいます。

    1. お客様は、本件ソフトウェア全体を複製し、配布すること。
    2. 本契約と同一の範囲で本件ソフトウェアを保護するライセンス契約が本件ソフトウェアの各コピーに添付され、受領者が当該ライセンス契約の契約条件に同意すること。
    3. お客様は、著作権および商標の帰属表示および通知をすべて複製すること。
    4. お客様は、本件ソフトウェアの使用料を他者に請求しないこと。

p. **「サーバー ライセンス」**とは、複数のユーザーもしくはシステムに対する共有アクセス、同時使用、自動化された操作、またはサービス提供をサポートするために、サーバー インフラストラクチャー (物理または仮想) に本件ソフトウェアをインストールして使用するためのライセンスをいいます。ハードウェア構成にかかわらず、本件ソフトウェアを共有リソースとして機能するようにデプロイする場合は、常にサーバー ライセンスが必要です。サーバー ライセンスには、注文関連ドキュメントまたはドキュメントに記載されているとおり、サーバー コア数の上限または複数のサーバーへの分散デプロイメントに関する制限が適用される場合があります。本件ソフトウェアの説明にフェイルオーバー使用権が記載されている場合、各サーバー ライセンスにはフェイルオーバー ライセンスが含まれます。

q. **「共有ツール」**とは、お客様に許可された Online Services または ArcGIS Enterprise の使用に含まれる公開機能であって、お客様のコンテンツおよび付加価値アプリケーションを第三者または匿名ユーザーが利用できるようにするものをいいます。

r. **「単独使用ライセンス」**とは、特定の指定されたデバイス (コンピューター) に割り当てられ、認定エンドユーザーがそのデバイス上で本件ソフトウェアを対話的に使用することを許可するライセンスをいいます。このライセンスは、個々のユーザーではなく、デバイスのハードウェアまたは仮想マシンに関連付けられます。単独使用ライセンスでは、本件ソフトウェアを追加の 1 台のデバイスにインストールし、複数の認定エンド ユーザーが使用することができます。ただし、いかなる時点においても、1 人のみが 1 つのコピーを使用するものとします。

2.2 ライセンスおよびサブスクリプションの種類。Esri は、上記の定義で特定したライセンスまたはサブスクリプションの種類 (数は問いません) に基づいて本件製品を提供します。ドキュメントまたは注文関連ドキュメントには、注文された本件製品に適用されるライセンスまたはサブスクリプションの種類が明記されています。

2.3 ソフトウェア利用条件。

a. お客様は、次の事項を行うことができます。

    1. 電子ストレージ デバイスに本件ソフトウェアおよび本データをインストールもしくは保管し、または当該本件ソフトウェアおよび本データにアクセスすること。
    2. 保管用コピーを作成し、定期的にバックアップすること。
    3. 6 ヶ月を超えない合理的な移行期間中、置き換え対象となるバージョンと新しいバージョンのソフトウェアを併用してインストールおよび使用すること。ただし、いずれのバージョンのデプロイメント数も、お客様のライセンス許諾数を超えないものとします (当該期間終了後、お客様は、ライセンス許諾数の合計を超える量の本件ソフトウェアを併せて使用することはできません。なお、この併用権は、開発利用でライセンスされた本件ソフトウェアには適用されません)。
    4. ライセンスされた構成の本件ソフトウェアを代替コンピューターに移動すること。

5. 本件ソフトウェアおよびデプロイメント ライセンスの使用に必要な関連する認証コードを第三者に配布すること。

b. ウェブサイトを運営する、またはインターネット サービスを提供する政府機関もしくは非営利組織は、営利を目的とせず、費用回収を目的とする場合に限り、収益を生み出す目的でサーバー ソフトウェアを使用することができます。

c. お客様は、マクロもしくはスクリプト言語、API、またはソース コードもしくはオブジェクト コード ライブラリを使用して本件ソフトウェアをカスタマイズすることができます。ただし、かかるカスタマイズがドキュメントに記載されている範囲に限ります。

d. お客様は、本件ソフトウェアとともに提供されるすべてのフォントを、本件ソフトウェアの許可されたあらゆる用途に使用することができます。お客様は、本件ソフトウェアの出力を印刷するため、Esri のフォントを単独で使用することもできます。本件ソフトウェアに含まれる第三者のフォントに関する利用制限は、フォント ファイルに定められるとおりとします。

e. Esri は、製品別の利用規約を https://www.esri.com/legal/scope-of-use で公開しています。

2.4 Online Services 利用条件。

a. **Online Services の説明。**Esri は、製品別の利用規約を https://www.esri.com/legal/scope-of-use で公開しています。Online Services の使用には、付録 B に記載されているクラウド サービスの条件も適用されます。

b. **Online Services の変更。**Esri は、重要な変更の場合は 30 日前に、廃止の場合は 90 日前に通知することで、Online Services および関連する API をいつでも変更できます。Online Services の変更、中止、または廃止によりお客様の運用に重大な悪影響が及んだ場合、Esri はその裁量により、Online Services の修理、修正または次善策の提供を試みます。実行可能なソリューションが商業上合理的な解決にはならない場合、お客様は、自己の Online Services のサブスクリプションを取り消すことができ、該当する場合において、Esri は按分計算した額を返金するものとします。

c. **お客様のコンテンツの共有。**共有ツールを使用してお客様のコンテンツを共有することによって、第三者が Online Services を通じてお客様のコンテンツを使用、保存、キャッシュ、コピー、複製、(再) 配布、(再) 送信できるようになります。Esri は、共有ツールの使用または誤用に起因する、お客様のコンテンツの消失、削除、変更、および開示に対する一切の責任を負いません。お客様は、単独でリスクを負担し、共有ツールを使用します。

2.5 指定ユーザー ライセンス。本契約に明示的な規定がある場合を除き、お客様が指定ユーザー ライセンスを取得する目的である本件ソフトウェアおよび Online Services には、以下の条件が適用されます。

a. **指定ユーザー。**

1. 指定ユーザーのログイン資格情報は、指定されたユーザーのみのためのものであり、他の個人と共有することはできません。
2. 指定ユーザー ライセンスは、元のユーザーが本件ソフトウェアまたは Online Services にアクセスする必要がなくなった場合、別のユーザーに再割り当てすることができます。ただし、恒久的な役割変更、長期休暇、または組織からの離職がある場合を除き、かかる再割り当ては 30 日に 1 回のみ行うことができます。
3. お客様は、指定ユーザーの定義に該当する第三者以外の第三者を指定ユーザーとして追加することはできません。

b. **匿名ユーザー。**匿名ユーザーは、共有ツールを使用して共有アクセスのために公開されたサービスまたは本件コンテンツへのアクセス手段を提供する付加価値アプリケーションからのみ、本件ソフトウェアまたは Online Services にアクセスできます。

2.6 付加価値アプリケーション。

1. お客様は、お客様のコンテンツおよび付加価値アプリケーションの開発、運用および技術サポートに対する責任を負います。
2. お客様は、付加価値アプリケーションに指定ユーザーの資格情報を組み込むことはできません。共有ツールを利用して公開共有されていないお客様のコンテンツにアクセスできる付加価値アプリケーションへは、各ユーザーが一意の指定ユーザーログイン資格情報で当該アプリケーションにログインする必要があります。
3. お客様は、付加価値アプリケーションにアプリログイン資格情報を組み込むことにより、匿名ユーザーが、共有ツールを利用して匿名ユーザーによる共有アクセス向けに公開されているサービスまたはコンテンツにアクセスできるようにすることができます。
4. お客様は、共有ツールを利用して公開共有されていないお客様のコンテンツへのアクセスを可能にする付加価値アプリケーションにアプリログイン資格情報を組み込むことができません。共有ツールを利用して公に共有されていないお客様のコンテンツにアクセスできるようにする付加価値アプリケーションは、各ユーザーに対し、一意の指定ユーザーログイン資格情報を利用して当該アプリケーションにログインするよう要求する必要があります。
5. お客様は、指定ユーザーの定義に含まれる第三者を除き、お客様の付加価値アプリケーションを通じる場合以外、第三者に本件ソフトウェアまたは Online Services へのアクセスを提供してはならないものとします。
6. お客様は、第三者自身の本件ソフトウェア ライセンスまたは Online Services のサブスクリプションと併用するために、付加価値アプリケーションを第三者に譲渡することができます。
7. お客様は、付加価値アプリケーションにおける Esri 製品へのアクセスまたは Esri 製品の使用を、当該付加価値アプリケーションが提供されるすべての法域における法律上および規制上の要件に確実に準拠させる責任を負うものとします。

2.7. 用途が限定されているプログラム。

a. **トライアル、評価、およびベータ版プログラム。**トライアル版、評価版またはベータ版プログラムに基づいて入手した本件製品は、評価およびテストのみを目的としてライセンスされるものであり、商業利用のためにライセンスされるものではありません。そのような使用について、お客様自身がリスクを負い、本件製品は保守の対象とはなりません。お客様がトライアル版、評価版またはベータ版のライセンス期間終了までに購入済みのライセンスまたはサブスクリプションに切り替えなかった場合、お客様は、ライセンス期間中に作成したお客様のコンテンツおよびカスタム設定を失うことがあります。ライセンスまたはサブスクリプションの購入を希望しないお客様は、お客様のコンテンツをライセンス期間が終了する前にエクスポートしなければなりません。

b. **教育プログラム。**お客様は、教育プログラムに基づいて提供される本件製品を、教育使用期間中に教育上の目的のためにのみ使用することに同意します。お客様は、管理利用のためのライセンスを取得しない限り、本件製品を管理利用のために使用しないものとします。**「管理利用」**とは、対象物マッピング、施設管理、人口統計解析、経路設定、キャンパスの安全管理、およびアクセシビリティー解析など、指導または教育に直接関連しない管理活動をいいます。お客様は、本件製品を収益創出および営利目的のために使用しないものとします。

c. **グラント プログラム。**お客様は、グラント プログラムに基づいて提供される本件製品を、非商用目的に限り使用することができます。お客様は、本件製品の使用および運用の原価回収を除き、本件製品を収益創出および営利目的のために使用しないものとします。

d. **その他の Esri 限定使用プログラム。**お客様が上記に記載されていない限定使用プログラムに基づいて本件製品を取得する場合、お客様による本件製品の使用には、本契約の条件のうち抵触しない条件に加えて、該当する開始ページもしくは登録フォームに定める条件、または Esri のウェブサイトに記載されている条件が適用される場合があります。

3.0 データ

3.1 定義。以下の定義は、付録 A に記載の定義を補足します。

a. 「**Business Listing データ**」とは、企業のリストを含み、その他の関連する企業属性を含む場合があるデータセットをいいます。
b. 「**Esri コンテンツパッケージ**」とは、Online Services から抽出した Online Services ベースマップ データを含むデジタル ファイルのことをいいます。
c. 「**Street データ**」とは、道路、通り、および関連する特徴に関する情報を含むまたは描写するデータのことをいいます。

3.2 許可される使用。

a. お客様は、書面による別段の許可を得た場合を除き、Esri がデータを提供した対象である本件製品でのみ、当該データを使用することができます。
b. 本契約に定める制限に従い、かつ、お客様がデータの表示物に、当該データの表示物に使用されたデータの該当部分のソースとして Esri または該当するライセンサーを明記する帰属表示を付すことを条件として、お客様は、次の事項を行うことができます。(i) 視覚化のみを目的として、データのハード コピーまたは静的な電子形式 (PDF ファイル、GIF、JPEG、HTML など) の表示物を作成すること (本件製品を通じて作成する場合を含みます)。ただし、かかるデータの表示物には、本件製品から得られた地図画像またはデータの要約のみを含めるものとします。また、(ii) かかるデータの表示物を第三者向けの報告書 (プレゼンテーション パッケージ、マーケティング調査など) に含めること。
c. お客様は、以下の場合を除き、その他の方法でデータをスクレイピング、ダウンロード、または保存してはならないものとします。

    1. お客様は、Esri コンテンツパッケージを通じて Online Services の Basemaps をオフラインで使用できるようにし、その後、ライセンスを受けた ArcGIS Runtime SDKs (ArcGIS Maps SDKs for Native Apps) アプリケーションおよび ArcGIS Desktop または ArcGIS Pro で使用するために、任意のデバイスに当該 Basemaps を提供 (転送) することができます。
    2. お客様は、本契約を遵守して取得および保存したジオコーディング結果を内部で使用できます。お客様は、次のいずれかに該当する場合を除き、ジオコーディング結果を再配布することができません。(i) お客様の収益性のない一般向けウェブサイトに関して地図上で使用および/または表示する場合、(ii) お客様のビジネスのために第三者によるアクセスを許可する場合、(iii) 非商用であることまたは収益性がないことを前提として、静的結果、静的出力、または静的ベースマップ レンダリングを第三者に提供する場合。

3.3 利用制限。

a. お客様は、データの共同ブランディング、許可のないサービスまたは製品でのデータ使用、または第三者を通じた、または第三者を代理して、データの提供を直接実施することができず、自身の顧客に許可することはできません。
b. お客様は、販売、賃借、公開、提供などの方法で第三者に提供された情報の編集、拡張、検証、補足、またはその編集物への追加、もしくはその編集物からの削除を目的として、データを自ら使用することができず、かかる使用を第三者に許可することはできません。
c. *Business Listing データ。*お客様は、書面で承諾を得ない限り、ダイレクト マーケティングもしくは転売のための公開、またはメーリング リスト、ディレクトリ、案内広告、もしくはその他の情報の編集物の一部として第三者へ配布することを目的として Business Listing データを使用することができません。
d. *Street データ。*お客様は、Street データを以下の目的に使用することはできません。

    1. 車載システムへの統合 (例: 車両センサー、運転支援、自動運転車両)、または
    2. 主な目的が、消費者にリアルタイムの経路設定および/またはナビゲーションを提供することである付加価値アプリケーションの作成。

g. *Michael Bauer Research International Boundaries Data (「MBR データ」)*。お客様が、お客様の施設にダウンロードしたデータ (例: ArcGIS Enterprise、ArcGIS Desktop に保存した MBR データ) を使用する権利は、ダウンロードした日から 2 年後に失効します。
h. お客様は、経験から学習し、新たな入力に適応し、人間のような作業を実行する機械システム、モデル、ソフトウェア、データベース、アルゴリズム、およびプログラム (ニューラル ネットワークを含む) (「AI/ML システム」) が感知、理解、行動、学習できるように、AI/ML システムを教育または訓練するために、本件ソフトウェアおよび Online Services 以外において、データを使用することができません。

3.4 データに関する補足条件。一部のデータ ライセンサーでは、Esri に対し、追加の属性要件および利用条件をお客様に遵守させるよう要求しています。上記条件は本契約の契約条件を補完および修正するもので、www.esri.com/legal/third-party-data に掲載されています。

4.0 保守

4.1 アメリカ合衆国国内のお客様。アメリカ合衆国国内のお客様の場合、Esri はEsri 保守およびサポート プログラムならびに本契約に従って、本件ソフトウェアおよび Online Services に関する保守を提供するものとします。

4.2 アメリカ合衆国国外のお客様。お客様は、各地域の Esri 認定ディストリビューターが独自に定める標準的なサポート ポリシーに基づいて、かつ、Esri 製品ライフ サイクル サポート ポリシーに従って、かかる Esri 認定ディストリビューターの保守サービスを受けることができます。

5.0 サービス

5.1 アメリカ合衆国国内のお客様。Esri は、該当する注文関連ドキュメントに基づいて、アメリカ合衆国国内のお客様に Advantage Program を含む Esri Managed Cloud Services、トレーニング、または Professional Services を提供することがあります。お客様がかかる本件サービスについて Esri が確立した利用条件への同意書に署名しない限り、Esri による本件サービスの提供には、https://www.esri.com/content/dam/esrisites/en-us/media/legal/services/ma-services.pdf に記載され、参照により組み込まれる本件サービスの利用条件が適用されます。これらの利用条件の写し (印刷したもの) は、要求に応じて、提供されるものとします。

5.2 アメリカ合衆国国外のお客様。アメリカ合衆国国外のお客様は、各地域の認定ディストリビューターから本件サービスの提供を受けることができます。アメリカ合衆国国外のお客様が Esri またはその関連会社から直接本件サービスを取得する場合には、米国のお客様に適用される第 5.1 条の条件が、当該お客様にも同様に適用されるものとします。

付録 A
用語集

以下の用語集は、Esri が自社の顧客に提供するすべての Esri 製品および本件サービスに適用されます。一部の Esri 製品または本件サービスは、本契約の対象外の場合があります。本契約に基づいて提供される Esri 製品または本件サービスに適用されない用語については、無視してください。

「**関連会社**」とは、直接または間接的に、(i) ある当事者を支配する、(ii) ある当事者に支配される、または (iii) ある当事者と共通の支配下にある事業体のことをいいます。この定義における「支配」とは、支配される事業体の議決権付き株式またはその他の議決権付き持分の過半数を持つことをいいます。

「**API**」とは、アプリケーション プログラミング インターフェイスのことをいいます。

「**ArcGIS Web サイト**」とは、www.arcgis.com および関連または後継するあらゆる Web サイトのことをいいます。

「**認証コード**」とは、キー、認証番号、有効化コード、ログイン資格情報、アクティベーション コード、トークン、ユーザー名およびパスワード、または Esri 製品の使用に必要なその他の仕組みのことをいいます。

「**ベータ版**」とは、本件製品のアルファ版、ベータ版、またはその他のプレリリース版のことをいいます。

「**クラウド サービス**」とは、Online Services および Esri Managed Cloud Services のことをいいます。

「**コンテンツ**」とは、Esri 製品および本件サービスに関連して使用するデータ、画像、写真、アニメーション、ビデオ、音声、テキスト、地図、データベース、データ モデル、スプレッドシート、ユーザー インターフェイス、グラフィック コンポーネント、アイコン、ソフトウェア、およびその他のリソースのことをいいます。

「**支配**」とは、支配される事業体の議決権付き株式またはその他の議決権付き持分の過半数を持つことをいいます。

「**お客様のコンテンツ**」とは、付加価値アプリケーションを含め、お客様による Esri 製品または本件サービスの利用に関連して、お客様が提供、使用、または開発するコンテンツのことをいいます。改良に関してお客様が Esri に提供したフィードバック、提案、および要求は、お客様のコンテンツに含まれません。

「**データ**」とは、商用利用が可能なデジタル データ セットのことをいいます。データには、Esri が他の Esri 製品にバンドルする、または単独で引き渡す、地理ベクター データ、ラスター データ レポート、関連付けられた表形式の属性が含まれるが、これに限定されません。

「**成果物**」とは、Professional Services を実施した成果として、Esri がお客様に引き渡すもののことをいいます。

「**ドキュメント**」とは、Esri が成果物または Esri 製品とともに提供するすべてのユーザー参照文書のことをいいます。

「**Esri Managed Cloud Services**」とは、Esri がインターネットを介してホスト、管理し、お客様またはお客様のエンド ユーザーに提供する、各お客様固有のクラウドインフラストラクチャ、本件ソフトウェア、データ、およびネットワーク プラットフォームのことをいいます。

「**Esri 製品**」とは、本件製品、またはドキュメントのことをいいます。Esri がお客様に直接トレーニングまたは Professional Services を提供する場合、Esri 製品には、成果物および講習会テキストも含まれます。Esri 製品には本件サービスおよび第三者のコンテンツは含まれません。

「**GIS**」とは、地理情報システム (geographic information system) のことをいいます。

「**保守**」とは、Esri が提供し、本件製品のアップデート版、ならびにテクニカル サポートの利用および自分のペースで学習できるウェブベースの学習用リソースの利用といったその他の利点を得る資格をお客様に与えるサブスクリプション プログラムのことをいいます。

「**悪意のあるコード**」とは、コンピューターのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を中断、破壊、制限するために設計されたソフトウェア ウイルス、ワーム、タイム ボム、トロイの木馬、その他のコンピューター コード、ファイル、サービス妨害、またはプログラムのことをいいます。

「**Online Services**」とは、地図、データ、およびその他の情報を保存、管理、公開、使用するためのアプリケーションおよび関連 API など、Esri が提供する、商用利用が可能なあらゆるインターネットベースの地理空間システムのことをいいます。Online Services に、データおよびコンテンツは含まれません。

「**注文関連ドキュメント**」とは、お客様が注文する Esri 製品、アップデートまたは本件サービスを特定する販売見積書、保守更新の見積書、注文書、提案書、タスクオーダー、その他のドキュメントのことをいいます。

「**永続ライセンス**」とは、本契約において認められているとおりに Esri またはお客様が終了しない限り、該当するライセンス料が支払われたバージョンの Esri 製品を無期限に使用するためのライセンスのことをいいます。

「**本件製品**」とは、本件ソフトウェア、データ、および Online Services のことをいいます。

「**Professional Services**」とは、Esri がお客様に提供する開発サービスまたはコンサルティング サービスのことをいいます。

「**サンプル**」とは、本件製品のサンプル コード、サンプル アプリケーション、アドオン、または拡張機能のサンプルのことをいいます。

「**本件サービス**」とは、保守のことをいいます。Esri が Esri Managed Cloud Services、トレーニングまたは Professional Services をお客様に直接提供する場合、本件サービスには、Esri Managed Cloud Services、トレーニング、および Professional Services も含まれます。

「**本件ソフトウェア**」とは、Esri の認定ウェブサイトからアクセスまたはダウンロードされる、または Esri が何らかの媒体および形式で提供する、Esriが所有権を有する商用に市販されたソフトウェア (データは除く) のことをいいます。本件ソフトウェアには、バックアップ、アップデート版、サービス パック、パッチ、ホット フィックス、または許可を得てマージされたコピーが含まれます。

「**仕様書**」とは、(i) 本件ソフトウェアおよび Online Services に関するドキュメント、(ii) タスクオーダーに記載されている作業範囲、または (iii) Esriが発行するトレーニング コース内容説明書のことをいいます。

「**サブスクリプション**」とは、限定された期間に Esri 製品を使用するライセンスまたは限定された期間に本件サービスの提供を受ける権利のことをいいます。

「**タスクオーダー**」とは、本件サービスに関する注文関連ドキュメントのことをいいます。

「**期間限定ライセンス**」とは、限定された期間 (「**ライセンス期間**」) において、Esri 製品を使用するためのライセンスのことをいいます。

「**第三者のコンテンツ**」とは、お客様が第三者のウェブサイトから取得したコンテンツ、またはEsri の従業員、サプライヤーもしくは業務委託先以外の者が Esri のウェブサイトに直接提供するコンテンツのことをいいます。

「トレーニング」とは、Esri が本契約に基づいて提供する (i) 本件製品のトレーニングまたは (ii) 関連トレーニングのことをいいます。

「講習会テキスト」とは、トレーニングを完了するために必要なデジタル コンテンツまたは印刷されたコンテンツを意味し、ワークブック、データ、概念、演習、評価、試験などが含まれますが、これらに限定されません。

「**付加価値アプリケーション**」とは、本件ソフトウェア、データ、または Online Services の許可された使用に連動して使用するためにお客様が開発したアプリケーションのことをいいます。

付録 B
一般条件

以下の一般条件は、Esri が自社のお客様に提供するすべての Esri 製品および本件サービスに適用されます。一部の Esri 製品および本件サービスは、本契約に基づいて利用できない場合があります。本契約に基づいて提供される Esri 製品または本件サービスに適用されない用語については、無視してください。

第 B.1 条 一般的な禁止事項

本契約で明示的に許可されている場合を除き、お客様は以下の行為を行ってはならないものとします。

a. 本件サービスまたは Esri 製品を販売、賃貸、リース、サブライセンス、配布、貸与、タイム シェア、サービス ビューローとして提供し、または譲渡すること。
b. 第三者に対し、本件サービスまたは Esri 製品の全部または一部 (拡張機能、コンポーネント、ダイナミック リンク ライブラリを含みますがこれらに限定されません) を配布すること、またはこれらに直接アクセスさせること。
c. 認証コードを第三者に配布すること。
d. コンパイルされた形式で引き渡された本件製品および成果物のリバース エンジニアリング、逆コンパイル、および逆アセンブルを行うこと。
e. Esri 製品へのアクセスまたはその使用を制御する対策技術の回避を試みること。
f. Esri または第三者の権利 (知的財産権、プライバシー権、差別禁止法、輸出関連法、その他の適用法令を含みます) を侵害する方法でコンテンツを保存、キャッシュ、使用、アップロード、配布、サブライセンスし、その他の形態で Esri 製品を使用すること。
g. Esri 製品、出力、メタデータ ファイル、またはデータやドキュメントのオンラインもしくはハードコピーの属性ページに含まれている、または付されている、Esri またはそのライセンサーの特許、著作権、商標または所有権の通知または説明を取り除くこと、およびこれらを隠すこと。
h. Esri 製品の個々の部分または構成部分を切り離すこと、およびこれらを単独で使用すること。
i. 第三者の使用を目的としてEsri 製品と競合する商品またはサービスに Esri 製品の一部を組み込むこと。
j. 事前に Esri およびそのライセンサーから書面による許可を得ずに、ベータ版の本件製品で実行したベンチマーク テストの結果を公開すること、および当該結果をその他の方法にて伝達すること。
k. Esri 製品のいかなる部分でもEsri 製品に追加条件を適用することを求めるオープンソースまたはオープンデータベースのライセンス条件 (例: GPL) に対し、使用、組み込み、変更、配布、アクセス権の提供、結合すること。なお、上記の追加条件の例は次のとおりです。

    1. ソース コード形式で第三者に開示する
    2. 二次的著作物を作成するためのライセンスを第三者に付与する
    3. 第三者に無償で再配布可能とする

l. 付加価値アプリケーションを通じて本件ソフトウェアまたは Online Services へのアクセスを提供し、収益を出すこと

前述の制限は、適用法または規制に抵触する範囲において、適用されないものとします。

第 B.2 条: 有効期間および解除

B.2.1 お客様は、Esri に書面で通知することにより、いつでも本契約または任意の Esri 製品のライセンスもしくはサブスクリプションを解約できます。正当な理由なく解約する場合には、お客様は支払い済み料金の払戻しを受ける権利はありません。本件サービスの提供または利用が一時停止している場合に自己都合で終了する権利については、本契約書本文の該当する条項に定めています。いずれの当事者も、重大な違反をした当事者に対し、書面での通知から 30 日以内に当該違反が是正されない場合、本契約またはいかなるライセンスおよびサブスク

リプションを解除できます。違反を理由として本契約を解除した場合、Esri は本件サービスの提供を終了するものとします。本契約の解除後も Esri 製品のライセンスは、本契約の契約条件に基づいて存続します。

B.2.2 お客様による違反を受けて Esri が本契約を解除した場合、Esri は、自己の選択により、Esri 製品におけるお客様のライセンスおよびサブスクリプションを解除することもできます。お客様が正当な理由または自己都合により本契約を解除した場合、お客様は、自己の選択により、Esri 製品における自己のライセンスおよびサブスクリプションを解除することができます。

B.2.3ライセンスまたはサブスクリプションの解除もしくは終了に伴い、お客様は次の行為を行うものとします。

a. 解除済みまたは終了済みの Esri 製品へのアクセスおよび当該製品の使用を停止する。
b. 解除済みまたは終了済みのクラウド サービスにより取得したクライアント側のデータ キャッシュを消去する。
c. お客様が所有または管理する解約済みまたは終了済み Esri 製品のすべてのコピー (変更部分およびマージ部分を含みます) (形式は問いません) の使用停止、アンインストール、削除、および破棄を行い、かかる行為の証明書に署名し、当該証明書を Esri またはその認定ディストリビューターに送付する。

お客様が申し立てた、またはお客様に対して申し立てられた破産手続きまたは倒産処理手続きが開始した場合、Esri は、管財人が既存の債務不履行をすべて是正し、本契約の下での将来の履行に対して十分な保証を提供するまで、お客様に書面で通知することにより、直ちに本件サービスの提供を停止することができます。本契約は、いずれかの当事者の支払不能、清算または解散時に終了します。

第 B.3 条 限定保証および免責

B.3.1 限定保証。以下で否認する場合を除き、Esri は (i) 本件製品およびトレーニングが該当する仕様書に実質的に準拠していること、および (ii) 本件サービスが、業界の専門的および技術的基準に実質的に適合していることを、お客様に対して保証します。永続ライセンスに基づいて提供される Esri 製品および本件サービスの保証期間は、引渡日から 90 日間、または本契約に検収期間が規定されている場合は、検収日から 90 日間とします。サブスクリプションまたは期間ライセンスに基づいて提供される Esri 製品の保証期間は、(i) 当該サブスクリプションもしくはライセンスの期間、または (ii) 引渡日から 90 日間もしくは本契約に検収期間が規定されている場合は検収日から 90 日間のうち、いずれか短い方の期間とします。

B.3.2 特別否認。無償で提供される第三者のコンテンツ、データ、サンプル、ホット フィックス、パッチ、アップデート、Online Services、ならびにトライアル版、評価版、およびベータ版の本件製品は、いかなる種類の保証も行われず、「現状のまま」提供されます。

B.3.3 一般否認。本契約に規定される明示的な限定保証を除き、Esri は、商品性、特定目的に対する適合性、および知的財産権の非侵害に関わる保証および条件を含みますがこれらに限定されない、その他あらゆる種類のすべての明示または黙示の保証を行いません。Esri は、仕様書への非準拠、ならびにドキュメントに明記されている場合以外にお客様が Esri 製品を修正したことに起因するお客様のコンテンツの消失、削除、修正および開示に対する責任を負いません。Esri は、Esri 製品、およびお客様による Esri 製品の操作が中断されず、これらにエラーがなく、これらがフォールト トレラントまたはフェイルセーフであること、不適合箇所がすべて是正可能であること、不適合箇所が是正されること、および結果的にお客様による適用法の遵守が実現することを保証しません。Esri 製品は、死亡、人身傷害または物理的財産もしくは環境の損壊につながる可能性がある環境またはアプリケーションで使用されることを目的として設計および製造されておらず、かかる使用を意図していません。お客様は、危険または違法と思われるナビゲーションの経路提示には従うべきではありません。このような使用は、お客様自身の危険負担および費用負担にて行われるものとします。お客様は、(i) Esri 製品がお客様の付加価値アプリケーションに適しているかどうか、ならびに (ii) 当該付加価値アプリケーションがエンド ユーザーおよびその他の第三者による使用に対して安全であるかどうかについて、独自の判断に基づいて決定するものとします。

B.3.4 免責

a. インターネット関連の免責事項。いずれの当事者も、インターネットの性能もしくは稼働停止、またはクラウド サービスの運用を制限もしくは禁止する可能性があるインターネットの規制に関連する損害について、いかなる法的理論においても賠償する責任を負わないものとします。
b. 第三者のウェブサイト、第三者のコンテンツ。**Esri** は、**Esri** 製品または **Esri** のウェブサイト **(www.esri.com**、**developers.arcgis.com**、**livingatlas.arcgis.com**、**www.arcgis.com** を含みます**)** で表示または参照されている第三者のウェブサイトおよび第三者のコンテンツについて責任を負いません。第三者のウェブサイトおよびリソースへのリンクを提供しているとしても、何らかの種類の推奨、提携、または後援を示唆していることにはなりません。
c. 人工知能 **(AI) /** 機械学習 **(ML)** に関する免責事項。ドキュメントに明記されているように、特定の **Esri** 製品は、オブジェクト検出、画像難読化、画像分類、テキスト認識、または音声認識を含むがこれらに限定されないさまざまなタスクのために、サードパーティの **AI/ML** ソフトウェア ライブラリと、サードパーティまたは **Esri** が作成した事前トレーニング済みの **AI/ML** モデルを統合する場合があります。お客様は、お客様の選択により、かかる **AI/ML** 機能を使用することができ、これらの機能は、「現状のまま」、いかなる保証もなく提供されます。場合によっては、**Esri** 製品は、お客様の固有の要件を満たすために独自のカスタムの **AI/ML** モデルを構成する機能をお客様に提供することがあります。この機能は、本契約に含まれている明示的な保証を除き、お客様自身の責任において利用するものとします。

B.3.5 排他的救済。本条項に定める限定保証への違反に対するお客様の排他的救済および Esri の全責任は、欠陥のある媒体を交換すること、および (i) 該当する Esri 製品または本件サービスを修理もしくは修正すること、またはその回避策を提供すること、または (ii) Esri の選択により、Esri の限定保証を満たさない Esri 製品または本件サービスを使用するお客様の権利を失効させ、当該 Esri 製品または本件サービスに対してお客様が支払った料金を返金することとします。

第 B.4 条 責任の制限

B.4.1 賠償責任の制限。

(a) お客様、Esri、ならびに Esri の認定ディストリビューターおよび第三者ライセンサーは、間接損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、逸失利益、販売損失、信用の喪失、ならびに代替品および代替サービスの調達費用に対する賠償責任を一切負いません。
(b) お客様、Esri、および Esri の認定ディストリビューターまたは第三者ライセンサーは、関連する請求が発生した日から遡って 12 か月間に Esri に対して支払われた、または支払義務のある該当するライセンス料、現在のサブスクリプション料金、または本件サービスの料金を超える直接損害について、賠償責任を負いません。

B.4.2 前項で定める責任の制限および除外は、Esri または Esri のライセンサーの知的財産権のお客様による侵害、誤用、および不正使用、ならびにいずれかの当事者の補償義務、重過失、故意による違法行為、および本契約の「輸出における法令遵守」条項への違反には適用されません。

B.4.3 免責および制限の適用可否。Esri またはその認定ディストリビューターは、本契約に定める免責および制限に依存して料金を設定し、本契約を締結しています。なお、かかる料金は両当事者間における交渉の重要な基盤であるリスク配分を反映したものです。**また、前述の制限は、損害が発生する可能性を当事者が認識しているか否かを問わず、また、排他的かつ限定的な救済措置の本来の目的が達成されなかったとしても、適用されます。**

B.4.4 上記の免責、制限、および除外は、一部の法域において無効である可能性があり、お客様の法域において適用法令が認める範囲内においてのみ適用される可能性があります。お客様は、放棄または否認できない追加の権利を有することがあります。Esri は、お客様の保証または救済措置を法律が認めない範囲に制限しようとすることはありません。

第 B.5 条 補償

B.5.1 定義。以下の定義は、付録 A に記載されている定義を補足するものです。

a. **「本請求」**とは、第三者による請求、法的措置、または催告のことをいいます。
b. **「被補償者」**とは、お客様、ならびにその取締役、役員、および従業員のことをいいます。
c. **「侵害請求」**とは、お客様による Esri 製品もしくは本件サービスの使用またはこれらへのアクセスが特許、著作権、商標、または営業秘密を侵害していると申し立てる請求をいいます。
d. **「損害」**とは、支出、損害裁定、和解金、費用、または経費 (裁定された弁護士費用を含みます) をいいます。

B.5.2 侵害の補償。

a. Esri は、侵害請求に起因する損害について、すべての被補償者を防御および免責し、すべての被補償者に補償するものとします。
b. Esri は、侵害請求が有効であると判断した場合、自己の費用負担にて (i) お客様が Esri 製品もしくは本件サービスの使用を継続するための権利を取得すること、または (ii) 実質的に類似する機能を維持しながら Esri 製品もしくは本件サービスを修正することのいずれかを行うことができます。いずれの選択肢も商業上合理的でない場合、Esri は Esri 製品または本件サービスを使用するお客様の権利を失効させることができ、(a) 永続ライセンスに基づいて入手した、権利を侵害する Esri 製品または本件サービスについてお客様が支払ったライセンス料を最初の引渡日から 5 年間の定額減価償却ベースで比例按分した額、または (b) 期間限定ライセンス、サブスクリプション、および保守については、支払い済み料金の未使用部分を払い戻すものとします。
c. 侵害請求が次のいずれかに起因する範囲において、Esri は、当該侵害請求を防護する義務およびお客様を補償する義務を負いません。(i) Esri 製品または本件サービスを、Esri が供給したものではない、または仕様書内で Esri が指定していない製品、プロセス、システム、もしくは要素と組み合わせ、または統合した場合、(ii) Esri またはその再委託先以外の者が Esri 製品または本件サービスを変更した場合、(iii) お客様の仕様を遵守した場合、または (iv) Esri が権利侵害を回避するために修正版を提供した後、または Esri が Esri 製品もしくは本件サービスを使用するお客様の権利を失効させた後に Esri 製品または本件サービスを使用した場合。

B.5.3 一般補償。Esri は、被補償者に生じた人身傷害、死亡、または有形財産もしくは不動産の損壊に関する請求について、Esri またはその取締役、役員、従業員、もしくはお客様の拠点で本件サービスを実施する代理人の過失による作為もしくは不作為または故意による違法行為に起因する範囲において、すべての被補償者を防御および免責し、かかる請求に起因して生じた一切の損害を補償するものとします。

B.5.4 補償条件。補償の条件として、被補償者は、(i) 請求を速やかに Esri に書面で通知し、(ii) 請求を説明するために入手可能な文書をすべて提供し、(iii) 請求に対する防御または和解に関連する行為および交渉の単独の裁量を Esri に付与し、(iv) Esri の要請に応じて、Esri の費用負担により、請求に対する防御において合理的に協力するものとします。

B.5.5 本セクションは、Esri がお客様を補償しなければならない請求について、Esri、ならびにその認定ディストリビューターおよび第三者ライセンサーのすべての責任を規定しています。

第 B.6 条 保険

Esri は、本件サービスを提供する場合、最低でも以下の補償範囲の保険に加入するものとします。

a. 死亡を含む人身傷害および以下を含む財物損壊責任に対する一事故当たりの填補限度額が 100 万米ドル以上の総合普通損害賠償責任保険または企業総合賠償責任保険

    1. 施設および業務
    2. 包括的な契約上の賠償責任
    3. 広義の財物損壊
    4. 独立した請負業者
    5. 人身傷害 (従業員除外規定削除)

6. 完了した業務

b. 労働者災害補償保険 (求償権放棄特約付き、法定限度に従った金額)

第B.7条 セキュリティおよび法令遵守

B.7.1 セキュリティ。Esri は https://trust.arcgis.com で自社のセキュリティ機能を公開しています。お客様は、Esri による本件サービスにおいてアクセスが不可欠であり、かつ、Esri がかかるアクセスに明示的に同意した場合、お客様のシステムまたはお客様もしくは第三者の個人情報、管理対象情報、または機密データへのアクセス権を Esri の人員に付与することができます。Esri は、かかるデータを保護し、不正アクセスを防止するために、合理的な管理上の保護対策、技術的保護対策、および物理的保護対策を講じるものとします。お客様は、(i) Esri が公表しているセキュリティ管理策およびプライバシー管理策が、お客様のコンテンツを保護するための該当するすべての法的要件を満たしていることを確認し、(ii) 合法の場合にのみ、お客様のコンテンツをクラウド サービスを通じてアップロードまたは共有する責任を負います。Esri は、適用法令の遵守を確保するためにお客様のコンテンツを確認する責任を負いません。お客様は、Esri が公表しているセキュリティ機能以外のセキュリティ対策が必要なコンテンツをお客様が提供する場合、事前に Esri (securesupport@esri.com) に問い合わせて指示を受けてください。

B.7.2 悪意のあるコード。Esri は、Esri 製品がお客様に悪意のあるコードを送信しないように、商取引上合理的な努力を払うものとします。Esri は、お客様が Esri 製品に導入した悪意のあるコードおよび第三者のコンテンツを通じて導入された悪意のあるコードに対して責任を負いません。

B.7.3 輸出における法令遵守。各当事者は、米国商務省の輸出管理規則 (EAR)、米国国務省の国際武器取引規則 (ITAR)、米国財務省の外国資産管理局 (OFAC) の規則、および適用されるその他の輸出法などの輸出および貿易制裁に関するすべての適用法令を遵守するものとします。お客様は、その時点で最新の輸出に関する米国政府の適用法令に従っている場合を除き、イラン、北朝鮮、キューバ、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ・クリミア地域、ドネツク人民共和国 (DNR)、およびルハンスク人民共和国 (LNR) を含む、本契約締結時点において米国が通商を禁止している国、ならびに取引禁止対象リストに記載されている事業体および個人に対し、本件サービスおよび Esri 製品の全部または一部を輸出、再輸出、譲渡、配信、およびその他の方法で処分してはならないものとし、本件サービスおよび Esri 製品へのアクセス、ならびにこれらの譲渡および使用を許可しないものとします。お客様は、米国政府から適切な許可を得ずに、特定のミサイルもしくは核に関連する、または化学的もしくは生物学的な活動または最終用途のために本件サービスおよび Esri 製品を輸出、再輸出、譲渡および使用してはならないものとします。お客様は、米国政府の組織または機関がお客様の輸出特権を否定、一時停止、または取り消した場合、ただちに Esri に対し書面で通知するものとします。お客様は、次の各号のいずれかに該当するお客様のコンテンツをクラウド サービスにアップロードおよび保管せず、クラウド サービスにおいて処理しないものとします。(i) EAR99 以外の輸出規制分類番号 (ECCN) が指定されている、 (ii) ITAR に基づいてアメリカ合衆国からの輸出が管理されている、または (iii) クラウド ホストがアメリカ合衆国政府の特別指定国民リスト、拒否対象企業リスト、未確認リスト、拒否当事者リスト、またはその他のアメリカ合衆国政府の制限リストに掲載されており、輸出管理規則 (EAR) の適用対象である。Esri による本件サービスの実施または Esri 製品の提供が、ITAR 第 120.31 条、第 120.32 条、および第 120.33 条でそれぞれ定義されている防衛物品、防衛役務、または技術データに関連する場合、お客様は、その旨を事前に Esri に通知するものとし、Esri は、米国政府から必要な輸出許可を取得するまで、かかる本件サービスを実施しないものとし、かかる Esri 製品を提供しないものとします。お客様は、必要に応じて、Esri による輸出許可書の申請および入手を合理的に支援するものとします。

B.7.4 プライバシー。Esri は、プライバシーに関する通知を、Esri のプライバシーに関する声明および製品とサービスのプライバシーに関する補足において公開しており、https://www.esri.com/en-us/privacy/privacy-gdpr に掲載されているデータ処理補遺の条件に従って個人データを処理するものとします。

第 B.8 条 クラウド サービス

B.8.1 使用上の禁止事項。お客様は、以下の方法で、お客様のコンテンツを提供したり、クラウド サービスにアクセスしたり、クラウド サービスを使用したりしてはならないものとします。

a. スパムメール、なりすまし攻撃、フィッシング メール、または攻撃的もしくは中傷的な資料、またはヘイト関連の資料を作成もしくは発信する、またはストーキングを行う、または身体的危害の恐れを抱かせる。
b. 悪意のあるコードを保存または送信する。
c. 法令に違反する。
d. 第三者の権利を侵害または不正使用する。
e. Esri の製品セキュリティ責任者から書面による承認を得ずに、 クラウド サービスの脆弱性を探査、スキャン、もしくはテストする、またはクラウド サービスで使用されているセキュリティ措置もしくは認証手段を侵害する。
f. クラウド サービスの可用性、性能、または機能をベンチマークする。

B.8.2 本件サービスの中断。システム障害または Esri の合理的な統制が及ばないその他の事由により、お客様によるクラウド サービスへのアクセスが中断することがあります。Esri は、サービスの中断を事前に通知することができない場合があります。

B.8.3 お客様のコンテンツ。

a. お客様は、お客様にクラウド サービスを提供するための必要性に応じて、お客様のコンテンツをホスティング、実行、修正、および複製するための全世界を対象とした非独占的かつ譲渡不能な権利を Esri およびその業務委託先に付与します。Esri は、お客様によるクラウド サービスの使用をサポートするために合理的に必要な場合を除き、お客様から書面による許可を得ずに、お客様のコンテンツへのアクセス、使用、または開示を行わないものとします。本契約に基づいて Esri に付与される限定的な権利を除き、お客様は、お客様のコンテンツに関するすべての権利、権原、および権益を保持します。
b. 第三者が提供するアプリケーションを使用してお客様がクラウド サービスにアクセスするとき、Esri は当該アプリケーション、クラウド サービス、およびお客様のコンテンツの相互運用を可能にするために必要な場合、お客様のコンテンツを当該第三者に開示することがあります。
c. Esri は、法令が義務付けている場合に、または裁判所もしくはその他政府機関の命令により、お客様のコンテンツを開示することがあります。この場合、Esri は開示範囲を限定することを合理的に試みるものとします。
d. お客様によるクラウド サービスの使用が終了した場合、Esri は、その選択により、以下のいずれかを行うものとします。

    1. お客様がより短い提供期間を要請した場合および法律により禁止されている場合を除き、Esri は、お客様が 30 日間にわたり、お客様のコンテンツをダウンロードできるようにします。
    2. Esri が保持するすべてのお客様のコンテンツを、お客様が選択した媒体にダウンロードし、かかるお客様のコンテンツをお客様に送付します。

    Esri はクラウド サービスの終了時にお客様のコンテンツを保管または返却する義務をさらに負わないものとします。

B.8.4 お客様のコンテンツの削除。クラウド サービスへのお客様のコンテンツのアップロードまたはクラウド サービスでのお客様のコンテンツの使用が本契約への重大な違反に該当すると信じるに足る根拠がある場合、Esri はお客様のコンテンツを除去または削除することができます。このような状況で合理的な場合、Esri は、お客様のコンテンツを削除する前にお客様に通知します。Esri は、Esri の著作権ポリシー (www.esri.com/legal/dmca_policy) に従い、デジタル ミレニアム著作権法に基づいた削除要請に応じます。

B.8.5 本件サービスの一時停止。Esri は、(i) お客様が本契約に対する重大な違反をし、かかる違反を適時に是正しなかった場合、(ii) お客様によるクラウド サービスの使用によって Esri が直接的な賠償責任を負うか、クラウ

ド サービスの完全性、機能性、または有用性に悪影響を及ぼすと Esri が合理的に信じる場合、(iii) 定期保守の場合、(iv) クラウド サービスに対する脅威および攻撃を禁じる場合、または (v) クラウド サービスの提供を継続すると商業的な困難が生じる程度にクラウド サービスが法令によって禁止された場合に、クラウド サービスへのアクセスを停止することができます。Esri は、実行可能な場合にはクラウド サービスの停止をお客様に事前に通知し、是正措置を講じるための合理的な機会をお客様に提供します。

Esri は、前述のクラウド サービスの中断もしくは停止、またはお客様のコンテンツの削除の結果として生じる可能性のある損害、賠償責任、および損失に対する責任を負いません。

B.8.6 Esri への通知。お客様は、お客様のサブスクリプションの不正使用またはその他のクラウド サービスに関するセキュリティ侵害に気づいた場合、すみやかに Esri に通知するものとします。

第 B.9 条 総則

B.9.1 支払い。お客様は、正しい請求書を受領してから 30 日以内に請求金額をかかる請求書に記載の住所宛てに送金するものとします。アメリカ合衆国国外のお客様は、認定ディストリビューターの支払い条件に従って、認定ディストリビューターの請求金額を支払うものとします。

B.9.2 フィードバック。Esri は、本件製品の改良についてお客様が Esri に提示したフィードバック、提案、および要望事項を自由に使用できます。

B.9.3 特許。お客様は、本件製品に基づいた、または本件製品を組み込んだ特許権またはこれに類似する権利をいかなる国においても求めることができず、当該権利を他のユーザーが求めることを許可することができません。特許化に関するこの明示的な禁止は、本件製品の全部または一部が特許出願またはこれに類似する申請における請求項または発明の好ましい実施形態の一部となる範囲を除き、お客様のソフトウェアおよびテクノロジーには適用されないものとします。

B.9.4 保留。

B.9.5 税金および手数料、運送費。Esri がお客様に対して提示する Esri 製品および本件サービスの料金の見積もりには、これらに課されるすべての税金および手数料は含まれません。かかる税金および手数料には、物品税、使用税、付加価値税 (VAT)、関税、および通関税、ならびに輸送費、取扱手数料およびベンダーの登録費が含まれますが、これらに限定されません。Esri は、自ら支払う必要がある、あらゆる手数料をお客様に対する請求金額の総額に追加するものとします。Esri は、見積書に税金および輸送費ならびに取扱手数料の見込み額を含める場合がありますが、これらの費用は請求時に調整できます。アメリカ合衆国国外のお客様については、認定ディストリビューターがその独自のポリシーに従って税金および手数料の見積もりを提示できます。

B.9.6 遵守状況の確認。お客様は、本契約に基づく自己の義務の遵守に関し、正確かつ完全な記録および報告を保管するものとします。Esri または Esri の認定ディストリビューターは、少なくとも 14 営業日前に書面で通知することにより、これらの記録および報告について遵守状況の確認ができ、また、その代理としてかかる遵守状況の確認を独立した第三者に指名することができます。お客様は、遵守状況の確認において特定された不遵守をすみやかに是正するものとします。ある遵守状況の確認でお客様による重大な不遵守が判明しなかった場合、その後の 12 か月間において、Esri および Esri の認定ディストリビューターは、お客様の遵守状況の確認を実施することができません。

B.9.7 黙示的な権利放棄の不存在。いずれかの当事者が本契約のいずれかの規定を執行しなかったとしても、それはかかる当事者が当該規定を執行する権利およびその後において当該規定またはその他の規定の権利を放棄したことにはなりません。

B.9.8 可分性。本契約のいずれかの規定が理由の如何を問わず執行不能と判断された場合であっても、(i) 文言の意図を執行可能にするのに必要な範囲についてのみ、かかる規定が修正され、(ii) 本契約の他の規定はすべて有効に存続します。

B.9.9 承継人および譲受人。お客様は、事前に Esri およびその認定ディストリビューターから書面による承諾を得ずに、本契約に基づくお客様の権利を譲渡、サブライセンスおよび移転したり、本契約に基づくお客様の義務を引き受けさせたりしてはならないものとします。なお、同意を得ずにこれらの行為を試みることで無効となります。本契約は、本契約の両当事者のそれぞれの承継人および譲受人に対する拘束力を有するものとします。上記にかかわらず、政府との契約に基づいて本件製品を納入する業務委託先は、政府であるお客様が本契約の条件に同意することを条件として、Esri に書面で通知し、本契約および納入するために入手した本件製品をかかる政府であるお客様に譲渡することができます。相互の合意により、Esri の関連会社は、本契約の条件に基づき、Esri 製品および本件サービスを提供することができますが、この場合、注文関連ドキュメントにて、かかる Esri 製品および本件サービスを提供する当事者として当該関連会社を特定するものとします。なお、Esri の認定ディストリビューターは Esri の関連会社ではありません。

B.9.10 契約条件の存続。用語集、ならびに本一般条件の「限定保証および免責」、「責任の制限」、「補償」、および「総則」の各条項は、本契約期間の終了後または解除後も存続するものとします。

B.9.11 お客様が米国政府機関の場合。本件製品は市販品であり、民間費用で開発され、本契約に基づいてお客様に提供されます。お客様が米国政府機関または米国政府の業務委託先である場合、Esri は連邦調達規則 (FAR) 第 12.211 条、第 12.212 条または国防連邦取得規則 (DFARS) 第 227.7202 条に基づき、本契約に従って、お客様にサブスクリプションを許諾または提供します。Esri のデータおよび Online Services については、DFARS 第 227.7202 条の規定に基づき、DFARS に基づいて取得される商用コンピューター ソフトウェアとしてライセンスの付与またはサブスクリプション契約の締結が行われます。本件製品には制限があり、お客様による本件製品の使用、変更、実行、複製、配信、表示、および開示には、本契約が厳格に適用されます。連邦法の規制と矛盾する本契約の条項は適用されないものとします。米国政府であるお客様は、本件ソフトウェアをインストールしたコンピューターの譲渡先である自己の施設に当該本件ソフトウェアを譲渡することができます。米国政府であるお客様が公的調達に関する適用法に基づいて本件製品のいずれかの部分に対してさらに広い権利を有していると裁判所、仲裁人または審議会が判断した場合、かかる権利は影響を受ける部分についてのみ拡大されるものとします。

B.9.12 準拠法。本契約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠しません。

a. **政府機関。**お客様が政府機関である場合、本契約はお客様の法域の適用法に準拠します。
b. **非政府機関。**それぞれの法選択の原則を除き、本契約は米国連邦法およびカリフォルニア州法にのみ準拠します。

B.9.13 紛争解決。両当事者は、下記の紛争解決手順に従います。

a. **衡平法上の救済措置。**いずれの当事者も、救済の条件として保証金の供託義務および損害の証明義務を負うことなく、管轄権を有する裁判所において差止命令、特定履行またはその他の衡平法上の救済措置を請求する権利を有するものとします。
b. **米国政府機関。**本契約には、修正も含めた 1978 年契約紛争法(Contract Disputes Act) (合衆国法典第 41 編第 601–613 条) が適用されます。
c. **その他の政府機関。**Esri は、適用される法律に基づき、強制的な紛争解決を遵守するものとします。
d. **仲裁。**上記の場合を除き、本契約に起因または関連して発生し、協議により解決することができない紛争は、両当事者が拘束力のある仲裁に付し、解決するものとします。お客様がアメリカ合衆国国内またはその準州もしくは辺境地域に居住している場合、米国仲裁協会の商事仲裁規則が仲裁手続きを規律するものとします。お客様がアメリカ合衆国国外に居住している場合、国際商業会議所の仲裁規則が仲裁手続きを規律するものとします。両当事者は、適用される仲裁規則に従って 1 人の仲裁人を選任します。仲裁の言語は英語とします。仲裁地は、両当事者が合意した場所とします。一方の当事者は、相手方当事者の要求に応じて、紛争の重要な点に関連する書類または証人を提出するものとします。

B.9.14 不可抗力。各当事者は、自己の合理的な統制が及ばない事由により本契約の不履行または履行遅滞が生じた場合、その期間の当該不履行または履行遅滞に対し、いかなる責任も負わないものとします。かかる事由には、天災、戦争、ストライキ、労働争議、サイバー攻撃、法律、規制、政府命令、その他のあらゆる不可抗力事由が含まれますが、これだけに限定されません。

B.9.15 独立した契約当事者。Esri は、本契約締結時点において独立した契約当事者であり、本契約締結後も常に独立した契約当事者です。本契約のいかなる規定も、Esri またはその認定ディストリビューターとお客様との間に雇用関係、代理関係、および合弁関係を創出するものではありません。いずれの当事者も、相手方当事者を代理して契約を締結する権限およびその他の形で相手方当事者を代理して行動する権限を有しません。

B.9.16 通知。お客様は、本契約で義務付けられる通知を、以下の住所に宛てて Esri に送付することができます。

Environmental Systems Research Institute, Inc.
Attn.: Contracts and Legal Department
380 New York Street
Redlands, CA 92373-8100
USA
電話: 909-793-2853
Email: LegalNotices@esri.com